

平成 30 年 10 月

許可業者が収集するアパート・マンションにお住いの皆様へ

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

「蛍光灯管」の回収について（ご案内）

平成 30 年 10 月 1 日から、大阪市による家庭から排出される「蛍光灯管の電話等申し込みによる訪問回収」が実施されたことに伴い、許可業者が収集するアパート・マンションのご家庭から排出された「蛍光灯管」は、全て大阪市により回収されます。

「蛍光灯管」を廃棄される場合は、お手数ですが、お住いの地域を担当する環境事業センターへ電話等によりお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

なお、許可業者が収集するごみ置き場等にお出しいただいた場合、**収集せずに残置させていただきます**ので、ご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

許可業者名